三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年十二月二十五日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡松川村字芳小屋三二三七の二六、字猿見沢三二九〇、字岩嵐三二九一から三二九五まで、三二九七の一、三二九七の三、字水野三三〇〇、字青崎三三〇一から三三〇三まで、字藤塚三五〇四の二二、字小部沢三五二三、字露落三五二四の六、三五二四の七、字山崎四五五六の二、字日影林四五六二の二、字益山四五六三の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字芳小屋三二三七の二六・字岩嵐三二九一・三二九三・字水野三三〇〇・字青崎三三〇一から三三〇三まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字藤塚三五〇四の二二、字小部沢三五二三、字露落三五二四の六、三五二四の七、字山崎四五五六の二、字日影林四五六二の二、字益山四五六三の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年十二月二十五日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市美麻字タノキ二八三一の二、二八三九の二、二八三九の四、二八四一の三から二八四一の六まで、字小沢入二八三八、字ホテラ畑三九三五、字水上三九三九の一、三九三九の八、字南山一五九七八の一、字馬屋の尻一七七八二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字馬屋の尻一七七八二（次の図に示す部分に限る。）
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
字タノキ二八三一の二、二八三九の二、二八三九の四、二八四一の三から二八四一の六まで、二八四七の二から二八四七の四まで、字小沢入二八三八、字ホテラ畑三九三五、字水上三九三九の一、三九三九の八
3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年十二月二十五日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡南木曽町田立二〇五六の一、吾妻二一一三の一〇〇、読書五三三四の九、五三五三の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
田立二〇五六の一・吾妻二一一三の一〇〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、読書五三三四の九、五三五三の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年十二月二十五日
農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
浜松市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年十二月二十五日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）